

平成30年5月14日

株主各位

名古屋市中区錦一丁目6番17号

黒金化成株式会社

代表取締役 増井國彦

### 株券不発行会社への移行に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は平成30年6月8日（金）開催予定の臨時株主総会において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更議案（以下、「本議案」といいます）を提出することを予定しておりますので、会社法第218条1項の規定により、下記事項を通知いたします。

本議案が可決された場合、平成30年6月9日付けで当社は株券不発行会社へ移行します。株券不発行会社とは、定款に「株券を発行する」旨を定めないことにより、株券を発行しない会社のことをいいます。

株主様の有する株式の内容については、これまでと何等変わることはございません。今後は株主名簿の記載に従い当社に対して権利を行使頂くこととなります。また、本書面を受領されている株主名簿に記載された株主様におかれましては、当社が株券不発行会社への移行するに際し、株券提出手続きを含めたお手続きは不要です。

なお、平成30年6月9日（土）をもって、当社は株券不発行会社となりますため、再度の定款変更を行わない限り今後新たな株券を発行しないこととなりますことを念のため申し添えいたします。

また、平成30年6月9日（土）以降、株主様が、株式を譲渡する際の株主名簿名義書換請求手続きに際しては、譲渡人様と譲受人様が共同して名義書換請求していただくことが原則として必要となりますのでご注意ください。

### 記

1. 本議案が可決承認された場合、当社が発行する株式について、株券を発行する旨の定款の定めが廃止されます。
2. 前記1の定款変更は平成30年6月9日（土）に効力が生じます。
3. 当社が発行しているすべての株券は前記2の日に無効となります。

以 上